

## 第 1 4 回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 2 1 年 2 月 1 0 日 ( 火 )

1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

議事堂 6 0 1 特別委員会室

### 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

### 2 その他

#### 添付資料

**資料 1** 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例(平成 15 年三重県条例第 31 号)の規定又は運用の在り方について、見直しのための議論のたたき台(座長案)

**資料 2** 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しのための委員意見

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成 15 年三重県条例第 31 号）の規定又は運用の在り方について、見直しのための議論のたたき台（座長案）

## 1. 当条例に基づく報告等の簡素化について

### 当条例の規定関係

\* は、第 13 回における執行部からの提案に基づくもの

当条例の規定関係			見直し案	
事項	報告時期	対象		
予算に関する資料	予算に関する補助金等に係る資料 (第 5 条関係)	予算案提出時	1 千万円以上	案 1 . 報告対象となる補助金の額を引き上げる *
交付決定実績調書	交付決定実績調書 (第 6 条第 1 項関係)	各定例会の各会議 (2、6、9、11 月会議)	7 千万円以上	案 2 . 報告を廃止する *
	交付決定実績調書(変更分) (第 6 条第 3 項関係)	交付の決定の後速やかに議会の定例会に提出	同上	同上
評価	補助金等評価結果調書 (第 7 条第 1 項関係)	第 2 回定例会(9 月会議) 会計年度終了後 6 月以内に評価を行い、結果を議会に報告	7 千万円以上	案 3 . 年次報告の中で整理することとする
	継続評価実施計画 (第 7 条第 3 項関係)		継続して評価が必要なもの	案 4 . 継続報告を廃止し、事業終了後評価することとする
	補助金等継続評価結果調書 (第 7 条第 3 項関係)		同上	同上
年次報告	全体状況 (第 8 条第 1 項第 1 号関係)	第 2 回定例会(9 月会議) 毎年 1 回、前年度における補助金等の実績について	全体について	(現行どおり)
	全体状況(会計別) (第 8 条第 1 項第 1 号関係)		全体について	(現行どおり)
	補助金等の交付実績 (第 8 条第 1 項第 2 号関係)		1 千万円以上	案 5 . 報告対象となる補助金の額を 7 千万円以上などと引き上げる。 案 3 の補助金等の評価と合わせて報告することとする。 *
	立入調査その他監督の実施状況 (第 8 条第 1 項第 3 号関係)		全て	(現行どおり)
	補助金等の見直し状況 (第 8 条第 1 項第 4 号関係)		全て	(現行どおり)

### 当条例の運用の在り方関係

案 6 定例会の招集回数が年 2 回に改められたことに合わせて、当条例に基づく報告等は、現行の年 4 回から年 2 回の報告に改めることとする。 \*

## 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しのための委員意見

締切：平成 21 年 2 月 16 日(月) 16 : 00

## 1. 議論のたたき台（座長案に対する委員意見）

## ① 当条例の規定関係

委員名（ ）

事項		報告時期	対象	見直し案	○賛成の理由又は提案	×反対の理由又は提案
予算に関する資料	予算に関する補助金等に係る資料 (第5条関係)	予算案提出時	1千万円以上	案1. 報告対象となる補助金の額を引き上げる		
	交付決定実績調書 (第6条第1項関係)	各定例会の各会議 (2、6、9、11 月会議)	7千万円以上	案2. 報告を廃止する		
評価	補助金等評価結果調書 (第7条第1項関係)	第2回定例会(9月会議) ※ 会計年度終了後6月以内に評価を行い、結果を議会に報告	7千万円以上	案3. 年次報告の中で整理することとする		
	継続評価実施計画 (第7条第3項関係)		継続して評価が必要なもの	案4. 継続報告を廃止し、事業終了後評価することとする		
年次報告	補助金等の交付実績 (第8条第1項第2号関係)	第2回定例会(9月会議) ※ 毎年1回、前年度における補助金等の実績について	1千万円以上	案5. 報告対象となる補助金の額を7千万円以上などと引き上げる。 案3の補助金等の評価と合わせて報告することとする。		

## ② 当条例の運用の在り方関係

当条例の運用について、下記のとおり議会運営委員会等に提案

見直し案	○賛成の理由又は提案	×反対の理由又は提案
<b>案6.</b> 定例会の招集回数が年2回に改められたことに合わせて、当条例に基づく報告等は、現行の年4回から年2回の報告に改めることとする。		

## 3 その他見直しの提案

当条例の規定又は運用の在り方について、①又は②以外に提案

見直し案 ※関係条文を明記してください	左記の提案の理由等